

都島区区政会議公募等委員選考委員会開催要領

制 定 平成 25 年 8 月 1 日
最近改正 平成 27 年 9 月 1 日

(目的)

第1条 都島区区政会議の公募等による委員の選考を適正かつ公平に行うため、都島区区政会議公募等委員選考委員会（以下、「委員会」という。）を開催する。

(会議の委員)

第2条 委員会は、次に掲げる 3 名とする。

- (1) 都島区長
- (2) 都島区副区長
- (3) 都島区役所総務課長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から区長をもって充て、委員会の事務を総理する。
- 3 委員長に事故がある場合には、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会の決定は、委員の過半数をもって決する。
- 3 委員会において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。